

測定項目及び測定方法（地下水）

項 目		測定方法	基準値
環境基準項目	カドミウム (mg/L)	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14. 3、14. 4又は14. 5に定める方法	0. 003 以下
	全シアン (mg/L)	規格K0102-2 9. 3. 2若しくは9. 3. 3の蒸留操作を行い、9. 4、9. 5若しくは9. 6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表 1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法	検出されないこと
	鉛 (mg/L)	規格K0102-3 13. 2、13. 3、13. 4又は13. 5に定める方法	0. 01 以下
	六価クロム (mg/L)	規格K0102-3 24. 3（規格K0102-3 24. 3. 3 及び24. 3. 7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 2 までは掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 2 までは定めるところによる。） 1 規格K0102-3 24. 3. 4、24. 3. 5又は24. 3. 6に定める方法による場合（規格K0102-3 24. 3. 3. 4のb）による場合に限る。） 試料に、その濃度が基準値相当分（0. 02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24. 3. 2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格K0170-7 7の a）又はb）に定める操作を行うこと。	0. 02 以下
	砒 素 (mg/L)	規格K0102-3 20. 3、20. 4又は20. 5に定める方法	0. 01 以下
	総 水 銀 (mg/L)	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法	0. 0005 以下
	アルキル水銀 (mg/L)	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法	検出されないこと
	P C B (mg/L)	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法	0. 02 以下
	四塩化炭素 (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法	0. 002 以下
	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） (mg/L)	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0. 002 以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1又は5. 3. 2に定める方法	0. 004 以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法	0. 1 以下
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	シス体にあつては規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1 に定める方法	0. 04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法	0. 006 以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法	0. 01 以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1又は5. 5に定める方法	0. 01 以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 1に定める方法	0. 002 以下
	チウラム (mg/L)	公共用水域告示付表 5 に掲げる方法	0. 006 以下
	シマジン (mg/L)	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0. 003 以下
	チオベンカルブ (mg/L)	公共用水域告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	0. 02 以下
	ベンゼン (mg/L)	規格K0125 5. 1、5. 2又は5. 3. 2に定める方法	0. 01 以下
	セ レ ン (mg/L)	規格K0102-3 26. 2、26. 3又は26. 4に定める方法	0. 01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15. 3、15. 4、15. 6、15. 7又は15. 8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14. 2、14. 3又は14. 4に定める方法	10 以下
	ふ つ 素 (mg/L)	規格K0102-2 5. 2及び5. 3若しくは5. 4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法 又は規格K0102-2 5. 2に定める方法（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び規格K0102-2 5. 5に定める方法	0. 8 以下
	ほ う 素 (mg/L)	規格K0102-3 5. 2、5. 5又は5. 6 に定める方法	1 以下
	1,4-ジオキサン (mg/L)	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法	0. 05 以下

項 目			測定方法	指針値
要 監 視 項 目	クロロホルム	(mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.06 以下
	1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.06 以下
	p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.2 以下
	イソキサチオン	(mg/L)	平成5年4月28日付け環境庁通知環水規第121号付表（以下「五通知付表」という。）1の第1又は第2に掲げる方法	0.008 以下
	ダイアジノン	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.005 以下
	フェニトロチオン(MEP)	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.003 以下
	イソプロチオラン	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.04 以下
	オキシ銅(有機銅)	(mg/L)	五通知付表2に掲げる方法	0.04 以下
	クロロタロニル(TPN)	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.05 以下
	プロピザミド	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008 以下
	E P N	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.006 以下
	ジクロロボス(DDVP)	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008 以下
	フェノブカルブ(BPMC)	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.03 以下
	イプロベンホス(IBP)	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.008 以下
	クロルニトロフェン(CNP)	(mg/L)	五通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	-
	トルエン	(mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.6 以下
	キシレン	(mg/L)	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.4 以下
	フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	五通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.06 以下
	ニッケル	(mg/L)	規格K0102-3 18.4、18.5又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法（ただし、測定波長232.0 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）	-
	モリブデン	(mg/L)	規格K0102-3 27.2、27.3又は規格K0102-3 4.5.3に定める方法（ただし、測定波長313.3 nmとする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）	0.07 以下
そ の 他 の 項 目	アンチモン	(mg/L)	規格K0102-3 21.2、21.3又は21.4に定める方法	0.02 以下
	エピクロロヒドリン	(mg/L)	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号付表2に掲げる方法	0.0004 以下
	全マンガン	(mg/L)	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4又は15.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	0.2 以下
	ウ ラ ン	(mg/L)	規格K0102-3 30.2又は30.3に定める方法	0.002 以下
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオktan酸 (PFOA)	(mg/L)	令和2年5月28日付け環境省通知環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号付表1に掲げる方法	0.00005 以下
	気 温	(℃)	規格K0102-1 6に定める方法	-
	水 温	(℃)	規格K0102-1 6に定める方法	-
	外 観		規格K0102-1 7に定める方法	-
	臭 気		規格K0102-1 11.2に定める方法	-
	水素イオン濃度 (pH)		規格K0102-1 12に定める方法	-
	電気伝導率	(mS/m)	規格K0102-1 13に定める方法	-
	ナトリウム等		規格K0102、上水試験方法、下水試験方法又は科学的に確立された分析方法	-